

山口市建設工事最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市が発注する建設工事の請負契約の締結にあたり、山口市財務規則（平成17年山口市規則第44号）第111条の規定により最低制限価格を設けて落札者を決定する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領の対象となる工事は、競争入札により実施する建設工事であり、次の工事を除いたものとする。

- (1) 設計金額が5,000万円（建築一式工事は1億円）以上の建設工事
- (2) 土木系工事のうち、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事
- (3) 営繕系工事のうち、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のもの
- (4) 土木系工事、営繕系工事を問わず解体工事
- (5) 総合評価競争入札により執行する建設工事

2 前項第3号の機器単体費とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認（品質証明等を含む。）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、次により算出した額とする。

- (1) 土木系工事（土木等一般工事）（様式第1号）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10＋共通仮設費の9/10＋現場管理費の9/10＋一般管理費等の7/10」（費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）から千円未満を切り捨てた価格とする。

- (2) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事）（様式第2号）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10＋共通仮設費の9/10＋現場管理費の9/10＋一般管理費等の7/10」（費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）から千円未満を切り捨てた価格とする。

営繕系工事において直接工事費の額は、設計図書上の直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、設計図書上の現場管理費に設計図書上の直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

設計図書上の直接工事費に10分の1を乗じた額（小数点以下切捨）

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門事業者を対象とした工事

設計図書上の直接工事費に10分の2を乗じた額（小数点以下切捨）

(最低制限価格算定調書の作成)

第4条 工事担当課長（工事を担当する所属の長をいい、工事を担当する所属において入札執行をする場合は、入札執行者をいう。）は、入札日までに前条に定める方法により最低制限価格算定調書（様式第1号又は様式第2号）を作成のうえ、封書にし、開札の際これを開札会場に置くものとする。

- 2 積算内容に誤りがあるときは、山口市が発注する建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要領第10条第2号の規定により、最低制限価格を修正する。

(入札参加者への周知)

第5条 入札執行者は、最低制限価格が設定されていること、及び最低制限価格を下回る入札が行われた場合は当該入札をした者は落札者となれないことを入札執行前に周知する。

(落札者の決定等)

第6条 入札執行者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、最低制限価格を下回る価格で入札をした者は不落札とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年5月1日から施行する。
(山口市建設工事等に係る最低制限価格の設定に関する要領の廃止)
- 2 山口市建設工事等に係る最低制限価格の設定に関する要領は廃止する。
(平成25年から平成30年までの改正附則は、省略する。)

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

最低制限価格算定調書

1. 工事名 工事

2. 工事の区分

3. 最低制限価格の算出基礎額

① 直接工事費 (円) の10/10 (小数点以下切捨)	円
② 共通仮設費 (円) の9/10 (小数点以下切捨)	円
③ 現場管理費 (円) の9/10 (小数点以下切捨)	円
④ 一般管理費等 (円) の7/10 (小数点以下切捨)	円
土木等一般工事の最低制限価格の算出基礎額 (①+②+③+④) (千円未満切捨)	円

4. 最低制限価格(最低制限価格の算出基礎額 *100%、小数点以下切捨、土木系機械設備工事・土木系電気設備工事には
 不適用)

円

最低制限価格算定調書

1. 工事名 工事

2. 工事の区分

建設工事の種類

3. 設計図書上の直接工事費 (α) 円

(設計図書上の直接工事費のうち機器単体費※) 円

※ 機器単体費とは、「当該機器の製作工場において機能や性能の確認(品質証明等を含む)がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。

(設計図書上の直接工事費のうち機器単体費の割合) %

4. 設計図書上の現場管理費 (β) 円

5. 現場管理費相当額

ア	・イを除く営繕系工事	設計図書上の直接工事費に10分の1を乗じた額
イ	・営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	設計図書上の直接工事費に10分の2を乗じた額
		(小数点以下切捨) (γ) 円

6. 最低制限価格の算出基礎額

①	直接工事費:(α)-(γ) (円)	(小数点以下切捨)	円
②	共通仮設費 (円) の9/10	(小数点以下切捨)	円
③	現場管理費:(β)+(γ) の9/10 (円)	(小数点以下切捨)	円
④	一般管理費等 (円) の7/10	(小数点以下切捨)	円
営繕系工事の最低制限価格の算出基礎額 (①+②+③+④)		(千円未満切捨)	円

7. 最低制限価格(最低制限価格の算出基礎額 *100%、小数点以下切捨、機械設備工事と電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のもの、及び解体工事には不適用)

円